（前のページより続き）

地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一〇四
会社その他　一〇五
会社決算公告　一一〇

省令

○総務省令第百二十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表十の項を次のように改める。

十　第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。）の送信設備	陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの	六二	八七
	陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	七四	八七
	陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）であつて、基地局と通信を行うもの	六二	八七

第十四条第一項の表十四の項を次のように改める。

十四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局	次に掲げる送信設備		
	(一)　第四十九条の六の九において準用する第四十九条の六の十において準用する第四十九条の六の九において準用する第四十九条の六の十において準用する第四十九条の六の九において準用する第四十九条の六の十において準用する		